

## 道の駅「阿賀の里」グランドデザイン策定業務に係るプロポーザル方式実施要領

### 1 趣旨

阿賀町（以下「本町」という。）は、道の駅「阿賀の里」のリニューアル整備計画を検討するにあたり、本町及び同道の駅の実情を的確に捉えるとともに新型コロナウイルス感染症の影響及び対策等を考慮したうえで、同道の駅の集客力や競争力の強化及び魅力向上等に資するグランドデザインを策定する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務委託名

道の駅「阿賀の里」グランドデザイン策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙1『道の駅「阿賀の里」グランドデザイン策定業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 3 選定方式

公募型プロポーザル方式

### 4 見積限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 5 プロポーザル方式による事業者選定スケジュール

質問票の提出期限	令和2年9月18日（金）
企画提案書の提出期限	令和2年9月30日（水）
プロポーザル審査会	令和2年10月6日（火）【予定】
審査結果通知	令和2年10月9日（金）以降

### 6 事業者の参加資格

事業者は、次の各号のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- (1) 阿賀町建設コンサルタント等業務委託入札参加資格登録者名簿に「建築設計」又は「その他」として登録を認めた者（本件公告日現在において既に登録のある者を含む）であること。（登録されていない場合は、企画提案書の提出期限までに登録を完了すること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本町からの指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に、道の駅又は観光施設等の整備又は改修に係る調査、分析、計画及びデザイン策定等の業務又は設計業務を受託（元請）した実績を有すること。

## 7 提案内容

企画提案書の作成にあたっては、次の各号に定める条件を満たすこと。

- (1) 体裁は、次のとおりとする。

- ① 様式は任意とし、A4版10ページ以内（表紙を除き、A3版のページは2ページ分として計算すること。）で作成し、各ページにページ番号を付すとともに項目ごとにインデックスを付けること。
- ② 文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ③ モノクロ印刷、カラー印刷の別は問わないものとする。

- (2) 記載内容は次のとおりとする。

- ① 業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 業務の実施方針
- ④ 業務の品質管理、情報管理における工夫
- ⑤ 業務実施フローと工程
- ⑥ 仕様書の「4(3)魅力向上に向けた整備方針」を検討する上での留意点

- (3) その他

- ① 添付する見積書は、金額の内訳の概要が分かるよう作成すること。
- ② 企画提案書は、10部提出すること。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限

令和2年9月30日（水） 午後5時まで

- (2) 提出方法

阿賀町役場 まちづくり観光課 観光商工係へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限までの必着とし、提出者において本町の受領を確認できる方法によること。

## 9 提案者の選定

- (1) 委託業務受託者選定委員会の設置

本町は、優れた企画提案者を選定するため、委託業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案の審査を行うものとする。

- (2) プレゼンテーション兼審査会の実施

- ① 日 時 令和2年10月6日（火）【予定】

※ 日程等の詳細は、企画提案書を提出された事業者に別途通知する。

- ② 場 所 新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインにより行う。

- ③ 説明員等 説明は、原則として本業務を実際に担当する者が行うものとする。

④ その他 パワーポイント等の使用を認める。

(3) 優先交渉権者の決定等

本町は、選定委員会の審査により、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定する。

10 選定基準等

(1) 評価基準は、別紙2『道の駅「阿賀の里」グランドデザイン策定業務における業者選定評価基準』のとおりとする。

(2) 選定委員会の委員（以下「委員」という。）が、プレゼンテーションされた企画提案について、それぞれ審査を行うものとする。

(3) 審査方法は、委員ごとに評価基準により評価し、その合計点が高い順に順位を付け、第1位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とする。

なお、同数の場合は、その提案者の中で第2位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とし、第1位及び第2位のどちらの数も同数であった場合は、全委員の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

また、優先交渉権者が辞退した場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の提案者を優先交渉権者とする。

11 質問について

(1) 提出方法

別紙3「質問票」により、電子メールで提出するものとし、電話及びファックスでの質問は受け付けないものとする。

また、本実施要領に関する内容以外の質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和2年9月18日（金） 午後5時まで

(3) 回答方法

質問者に対し、電子メールにより回答する。

12 審査結果について

(1) 審査結果については、審査会終了後20日以内に提案者個別に通知する。

(2) 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

13 提案の無効について

次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと認められる場合

(5) 見積額が予算額を超える場合

#### 14 契約の締結

契約は、選定委員会が選定した優先交渉権者と本町が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で締結する。

#### 15 その他

- (1) 企画提案書の内容変更及び追加は、誤字脱字等を除き、原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情があると選定委員会が認める場合は、この限りでない。
- (2) 企画提案書作成費用及びプレゼンテーションへの参加に要する費用等、提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提案者に無断で、本件の目的以外に使用することはできないものとする。
- (4) 提案参加を辞退する場合は、速やかに連絡すること。
- (5) 問合せ先及び質問票の送信アドレス等は次のとおりとする。

阿賀町役場 まちづくり観光課 観光商工係

〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

電話番号 (0254) 92-4766

FAX番号 (0254) 92-5479

電子メールアドレス [machi-kanko@town.aga.lg.jp](mailto:machi-kanko@town.aga.lg.jp)